

函 福 高
平成 27 年 7 月 28 日

関 係 各 位

函館市保健福祉部長 藤 田 秀 樹

函館市地域包括支援センター運営法人公募説明会の開催について

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、当市の福祉行政の推進にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、函館市では、第 6 期函館市介護保険事業計画（平成 27～29 年度）において、日常生活圏域を 6 圏域から 10 圏域に見直ししたことを踏まえ、平成 28 年度から地域包括支援センターを 6 か所から 10 か所に拡充することとし、このたび各圏域における地域包括支援センターの運営法人を公募いたします。

つきましては、下記のとおり公募説明会を開催いたしますので、応募をご検討される法人におかれましては、ご参集くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成 27 年 8 月 5 日（水）10：00 から
- 2 場 所 函館市役所本庁舎 8 階第 2 会議室（函館市東雲町 4 番 13 号）
- 3 公募の概要 別紙 1 のとおり
- 4 参加人数 各法人 3 名以内
- 5 申込方法 地域包括支援センター運営法人公募説明会参加申込書（別紙 2）により、平成 27 年 8 月 4 日（火）正午までに持参、FAX または E メールによりお申込みください。（電話は不可）
件名は、「（法人名）地域包括支援センター公募説明会申込」としてください。
- 6 そ の 他 公募要項につきましては、8 月 3 日（月）より配付しますが、市ホームページからもダウンロードが可能です。
(<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/koreisha/>)

保健福祉部高齢福祉課

高齢者・介護総合相談窓口 塚本・板谷

TEL 0138-21-3025

FAX 0138-26-5936

Eメール kaigo-madoguti@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市地域包括支援センター運営法人の公募について

1 公募の趣旨

函館市では、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアを支える中核機関として、日常生活圏域ごとに1か所ずつ計6か所の「高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター」を設置しています。

先に策定した第6期函館市介護保険事業計画（平成27～29年度）において、日常生活圏域ごとの高齢者人口の平準化や、センター業務と密接な関わりがある民生・児童委員の方面協議会の区域と整合を図ることにより、センターがよりきめ細かな対応と適切な支援を行うことができるよう、日常生活圏域を6圏域から10圏域に見直したことを踏まえ、平成28年度からセンターを6か所から10か所に拡充することとし、このたび各センターの運営法人を公募するものです。

2 募集圏域

日常生活圏域の10圏域

（西部，中央部第1・第2，東央部第1・第2，北東部第1・第2・第3，北部，東部）

なお、同一法人が応募できる圏域数に制限は設けません。

3 委託業務内容

(1) 介護予防事業

① 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

(2) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント業務

② 総合相談支援業務

③ 権利擁護業務

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

⑤ 地域ケア会議推進事業

(3) 任意事業

① 家族介護支援事業

② 住宅改修支援事業

※ 上記委託業務のほか、センターを事業所として、指定介護予防支援事業を実施する。

4 委託期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日（1年間）

※ 事業の実施状況に問題ないと認められる場合、5回まで契約更新予定（最長6年間）

※ 現在センターを運営していない法人が新規受託する場合や、現在センターを運営している法人が担当圏域外のセンター運営を受託する場合には、上記委託業務とは別に引継業務を委託する。

5 委託料

257,377千円（センター10か所分、平成28年度債務負担行為限度額）

6 公募スケジュール（予定）

平成27年 8月 3日（月）	公募要項の配付開始
8月 5日（水）	公募説明会の開催（翌日から応募受付）
9月11日（金）	応募締切（応募書類の提出期限）
10月上旬～10月中旬	選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
10月下旬～11月上旬	地域包括支援センター運営協議会
11月上旬	運営法人の決定

7 応募資格

函館市内に主たる事務所を有する社会福祉法人または医療法人であって、かつ、函館市内において介護保険サービス事業を運営していること

8 公募説明会の開催

公募説明会を次のとおり開催することとし、市のホームページに掲載するとともに、報道機関に報道を依頼するほか、応募資格を有する法人に開催を案内します。

○ 開催日時および場所

平成27年8月 5日（水） 10：00 本庁舎8階第2会議室

9 運営法人の選定

センターの運営事業に見識のある有識者および市職員により組織する選定委員会を設置し、提出書類の審査、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、評価・選定を行ったうえで、地域包括支援センター運営協議会の承認を経て、市が決定します。

10 評価基準

選定に係る評価基準は下記のとおりとし、200点満点中120点に満たない場合は、選定基準を満たさないものとします。

(1) 法人に関すること 【20点】

（運営理念や社会貢献の視点、給与および処遇体系の整備状況、介護保険事業の実績、高齢者の相談業務の実績、介護保険施設等の実地指導結果、経営の安定性）

(2) 地域包括支援センターの運営に関すること 【150点】

- ① 設置の趣意 (20点)
- ② 運営方針 (20点)
- ③ 地域との連携に関する考え方 (20点)
- ④ 医療との連携に関する考え方 (20点)
- ⑤ 事業計画 (40点)
- ⑥ 職員配置計画 (30点)

(3) 地域包括支援センターの設置に関すること 【30点】

（設置場所、事業所の利便性と利用者への配慮、業務に必要な設備の整備）